

「千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会」の概要

○目的

大規模な地震等の際に発生が見込まれる帰宅困難者等について、発災時の混乱を防止するとともに、一人でも多くの者が安全に帰宅できるよう、全県的な組織として、帰宅困難者等の課題について情報交換や意見調整を行い、具体的な帰宅困難者等対策を検討・実施しています。

○参加機関

市町村(30)、交通事業者(5)、大規模集客施設事業者(2)、経済団体・企業(4)、千葉県消防長会、千葉県警察本部、千葉県

千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会における主な取組

○一斉広報の実施

協議会参加団体の広報誌、社内報やホームページなどの媒体を使用し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や災害時伝言ダイヤル等の安否確認手段などの周知などを呼びかける一斉広報を9月の防災の日前後や東日本大震災が発生した3月に実施しています。

東日本大震災から1年が経過した平成24年3月には、38団体において一斉広報を実施しました。

○「駅周辺帰宅困難者等対策協議会設置のためのガイドライン」の策定等

大規模な地震等が発生した際に公共交通機関が運行停止となったために帰宅が困難になる方や、やむを得ず徒歩で帰宅する方などの帰宅困難者等に対しては、各駅周辺の地域事情に鑑みた、実効性の高い対策を行うことが重要であるため、大量の帰宅困難者等の発生が予想される駅ごとに、「駅周辺帰宅困難者等対策協議会(仮称)」を設置するためのガイドラインを策定(平成23年12月)するとともに、設立に向けた支援を行っています。

現在、千葉駅、海浜幕張駅、柏駅、津田沼駅、船橋・西船橋駅において、協議会が設置され、各駅周辺における具体的な対策の検討を行っています。

○帰宅支援対象道路の設定

大規模な地震等が発生した際には、まずは「むやみに移動を開始しない」という基本原則の下、安全な場所に留まることが原則ですが、救急・救助活動が落ち着いた後、行政機関及び関係機関から提供される帰宅経路沿いの被害情報等を基に、安全に帰宅できるかを判断し、帰宅を開始することになります。

千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会では、帰宅困難となった方がやむを得ず徒歩で帰宅する際に、災害時帰宅支援ステーション等の施設から支援を受けやすい道路を帰宅支援対象道路として設定しました。(平成24年3月)

<設定路線>

- (1) 松戸ルート、
- (2) 市川ルート及び市川う回ルート、
- (3) 浦安ルート